

JMCC通信

VOL.63

発行日/2025年 12月吉日 発行/日本医療介護協同組合 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町一丁目4番地8号 <https://jmcc.or.jp/>

外国人技能実習生たちの新生活を支える住まいの準備

6月に面接し、10月にインドネシアから入国した実習生たち。

あっという間に1か月の入国後講習を終え、いよいよ施設へ移動となりました。

その一週間前、組合は彼女たちが暮らすお部屋の準備をお手伝いしてきました。

技能実習生の住まいは、雇用主が準備することが義務づけられています。

外国人技能実習機構のルールでは、住居について以下のように定められています。

技能実習生の住居ルール

実習生が生活する住居の部屋の広さは原則「1部屋について2名以下」



1人当たりの寝室床面積は4.5平方メートル（3帖）以上

LDKなど共用部分は生活専線から区切られている場合に限り、寝室としての利用が可能

また、「住居費の全てを会社が負担しなければならない」と誤解されることがあります、実際は **寮費・光熱費は実費の範囲であれば徴収が可能** です。



共同生活の場合は、電力会社などからの請求先を会社とし、請求額を同じ寮に住む人数で割って徴収することができます。

貴重品収納

用意が必要な住宅設備

技能実習生が生活するため、最低限の家電（洗濯機・冷蔵庫など）や、キッチン用品の準備も必要です。



初めて受け入れる企業様の中には「何をそろえれば良いのかわからない」という声も多いため、代表的なものを例としてご紹介いたします。



家電用品

炊飯器
電子レンジ
冷蔵庫
洗濯機
エアコン
ガスコンロ
照明
食卓

台所用品

包丁・まないた
オタマ
フライ返し
鍋・フライパン



寝具用品

寝具セット
カーテン



すべてが必須項目というわけではありませんが、**消火器**と**貴重品収納**は必ず用意しなければならない設備です。※ただし部屋に鍵がかかる、または、一人住まいのこのいずれかに該当する場合は、貴重品収納の設置は必須ではありません。





少しずつ日本の生活へ——実習生の成長日記

お住まいが決まった実習生のお二人を、施設まで送迎してきました。

これまで何度も送迎していますが、たった1ヶ月の研修期間でも日本語はぐんと上達します。入国直後とはまるで別人のように、日常会話もスムーズになっていて、とても頼もしく感じました。



成田に到着

研修所最後の日



役所の前で



漢字は難しいけれど
頑張って書きます

今回の2人はインドネシアから来日した実習生です。移動の車内で「インドネシアに帰りたくなかった？」と聞いてみると、間髪入れずに「ぜ～んぜん！」と明るい返事。日本で学び、働くことを楽しみにしてくれているのだと伝わってきて、うれしくなりました。

介護福祉士の取得を目指して頑張りたいという真剣な表情を見せつつも、2人にはそれぞれ素敵な夢があります。

一人は「いつかインドネシアでみかん農園を開きたい」と目を輝かせ、もう一人は「お金持ちになりたい！」と笑顔いっぱいに話してくれました。

夢を語る姿はとても生き生きとしており、これから成長がますます楽しみです。

役所では住居の移転届とマイナンバーカードの登録を行いました。

窓口で職員さんの説明を聞きながら、慣れない漢字を一生懸命書いている姿がとても印象的でした。

日本で暮らすうえで欠かせない大切な手続き。ひとつひとつを自分の力で乗り越えながら、日本での生活に少しずつ慣れていくってほしいな、と思いながら見守っていました。書類を書き終えると、ほっと安心したように笑顔を見てくれました。

こうした経験も、きっとこれから的生活や仕事への自信につながっていくのだと感じます。この経験の一つひとつが、彼女たちの未来の力になりますように。



役所の手続きはかなり
待たされるけれど、その時間も楽しい

住所を書くのも慣れてきた



お問い合わせは
こちらへ

JMCC
Japan Medical & Care Cooperative

有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-311547
監理団体許可番号 許許 1804000187
登録支援機関登録番号 20登-003476

日本医療介護協同組合 <https://jmcc.or.jp/>

〒101-0055 東京都千代田区神田錦町1丁目4番地8号

プロケードビル

TEL 03-3221-7010

